

平成28年3月

館林地区消防組合議会

第1回定例会会議録

館林地区消防組合

# 平成28年館林地区消防組合議会第1回定例会会議録

於 議会棟3階 全員協議会室

## 議事日程

平成28年3月30日（水）午後1時00分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第6号 公平委員会委員の選任について
- 第4 議案第7号 館林地区消防組合行政不服審査会条例  
議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第5 議案第9号 館林地区消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第6 議案第10号 館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第11号 館林地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第12号 館林地区消防組合職員の退職管理に関する条例
- 第9 議案第13号 平成27年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第14号 平成28年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について
- 第11 議案第15号 平成28年度館林地区消防組合一般会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（11名）

1番	岡村一男君	2番	遠藤重吉君
3番	高橋次郎君	4番	黒野一郎君
5番	延山宗一君	6番	田口晴美君
7番	栗原孝夫君	8番	金子孝之君
9番	襟川仁志君	10番	松村潤君
11番	黒田重利君		

---

説明のために出席した者

管理者	安楽岡一雄君
副管理者	栗原実君
〃	富塚基輔君
〃	高橋純一君
〃	金子正一君
〃	金井田好勇君
会計管理者	谷田貝勝
消防長	小山雅則
本部次長	吉田茂
指令室長	中澤善一
警防課長	峰岸一弘
庁舎建設担当者	阿部勤
総務課長	福地保幸
総務課長補佐	齊藤正登
館林消防署長	角田英夫
板倉消防署長	柳沢功一
明和消防署長	福田恒夫
千代田消防署長	杉崎勇
邑楽消防署長	本澤和宏
西分署長	奥澤利男
北分署長	山本勝則

## 開会及び開議

(平成28年3月30日(水)午後1時00分開会)

- 議長(岡村一男君) ただいままでの出席議員は11名であります。よって定足数に達しておりますので、告示第8号をもって招集されました平成28年館林地区消防組合議会第1回定例会は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

### 第1 会期の決定

- 議長(岡村一男君) まず日程第1. 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期を本日1日と決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(岡村一男君) ご異議がないようですから、さよう決定いたしました。

### 第2 会議録署名議員の指名

- 議長(岡村一男君) 次に、日程第2. 会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員に、10番松村潤君、11番黒田重利君を指名いたします。

### 第3 議案第1号 公平委員会委員の選任について

- 議長(岡村一男君) 次に、日程第3. 議案第6号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者(安楽岡一雄君) 議案第6号公平委員会委員の選任について申し上げます。本案は、公平委員会委員の奈良繁君が、本年3月29日をもって、任期満了となりましたが、人格が高潔で人事行政に幅広い識見と経験を有していることから、引き続き同君を選任いたしたく、地方自治法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。よろ

しくご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第6号を同意することに賛成の方は挙手を願います。  
（挙手全員）
- 議長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第6号は同意することに決定いたしました。

#### 第4 議案第7号 館林地区消防組合行政不服審査会条例

#### 議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 議長（岡村一男君） 次に、日程第4ですが、議案第7号「館林地区消防組合行政不服審査会条例」と議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については関連議案のため、併せて議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第7号館林地区消防組合行政不服審査会条例について申し上げます。本案は、行政不服審査法が全部改正されたことにより、同法第81条第1項の規定により置かなければならない附属機関である館林地区消防組合行政不服審査会について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。次に、議案第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について申し上げます。本案は、議案第7号と同じく全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、審査請求における審理手続きについて必要な事項等を定めるため、関係する情報公開条例、個人情報保護条例並びに消防手数料条例の整備及び所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議の上、原案どおり議決ください

ますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。まず、議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。  
（挙手全員）
- 議長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。
- 議長（岡村一男君） 次に、議案第8号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。  
（挙手全員）
- 議長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

## 第5 議案第9号 館林地区消防組合職員の給与に関する

### 条例等の一部を改正する条例

- 議長（岡村一男君） 次に、日程第5．議案第9号「館林地区消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第9号館林地区消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、国家公務員及び群馬県職員の給与改定の例により、本条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容について申し上げますと、本組合職員の給料月額を若年層に重点を置いた世代間の給与配分の観点から、平成27年4月1日に遡及して平均0.45%引き上げ、人事院及び群馬県の勧告による給与制度の総合的見直しにより、平成28年4月1日から給料月額を平均1.10%引き下げるものでございます。また、平成27年12月期の勤勉手当の支給月額を0.1月分引き上げ、平成28年度以降については、引上げ分を6月期と12月期の勤勉手当に均等に配分するとともに、国家公務員の例による行政不服審査法の施行に伴う改正及び地方公務員法の一

部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議 長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。  
（挙手全員）
- 議 長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

## 第6 議案第10号 館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

- 議 長（岡村一男君） 次に、日程第6. 議案第10号「館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第10号館林地区消防組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、本組合職員の給与に関する条例の改正に準じて平成27年12月期に支給する特別職の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。なお、平成28年度以降につきましては、引上げ分を6月期と12月期の期末手当に均等に配分するものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり、議決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。
- 議 長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第10号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。  
（挙手全員）
- 議 長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

## 第7 議案第11号 館林地区消防組合人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例の一部を改正 する条例

- 議 長（岡村一男君） 次に、日程第7. 議案第11号「館林地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第11号館林地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項に人事評価及び退職管理を追加する等の改正と、併せて行政不服審査法の施行に伴う審査請求に関する事項について改正を行うものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり、議決くださるようお願い申し上げます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり、議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議 長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第11号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。  
（挙手全員）
- 議 長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。



## 第 8 議案第 1 2 号 館林地区消防組合職員の退職管理に関する条例

- 議長（岡村一男君） 次に、日程第 8. 議案第 1 2 号「館林地区消防組合職員の退職管理に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第 1 2 号館林地区消防組合職員の退職管理に関する条例について申し上げます。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員の、現職員への働きかけの規制等の規定及び再就職情報の届出について定めることにより、職員の退職管理の適正化を図ることを目的とするものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり、議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第 1 2 号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。  
（挙手全員）
- 議長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第 1 2 号は原案どおり可決いたしました。

## 第 9 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第 3 号）

- 議長（岡村一男君） 次に、日程第 9. 議案第 1 3 号「平成 2 7 年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第 1 3 号平成 2 7 年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。本案は、歳入歳出において 2 千 9 3 8 万 3 千円を減額補正するものでございます。主な内容につ

いて申しますと、財産収入で、基金積立金の利息が増加したことによる、財産管理費において基金への利子積立金の増額と、繰入金で予定していた消防本部・館林消防署庁舎建設設計業務委託については建設予定地変更により、設計業務委託を一時中断したことから設計委託料を減額、また、県補助金を充当したテロ対策資機材購入事業においては、事業完了による補助金の減額でございます。非常備消防費では、館林消防施設費において移転補償対象である苗木町地内の防火水槽の解体工事完了により移転補償費が確定したことから減額をお願いするものであります。これにより、平成27年度の歳入歳出の総額をそれぞれ24億7千218万2千円とするものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり、議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第13号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。（挙手全員）
- 議長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

## 第10 議案第14号 平成28年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について

- 議長（岡村一男君） 次に、日程第10、議案第14号「平成28年度館林地区消防組合市町負担金の分賦の割合について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第14号平成28年度館林地区消防組合市町負担金の分賦の割合について申し上げます。本案は、当組合の経費負担金の分賦の割合について、組合同規約第11条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容について申し上げますと、常備消防費の負担割合につきましては、市町の基準財政需要額と人口割により算出し、非常備消防費の負担金につきましては、市町ごとに非常備消防運営に

係る必要経費を算出し、そこから起債等の特定財源を除いた額を負担する  
ものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり、議決くださ  
いますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議 長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第1  
4号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。  
（挙手全員）
- 議 長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第14号は原案どおり可決  
いたしました。

## 第11 議案第15号 平成28年度館林地区消防組合一般会

### 計予算

- 議 長（岡村一男君） 次に、日程第11. 議案第15号「平成28年度  
館林地区消防組合一般会計予算」を議題といたします。提案理由の説明を  
願います。管理者安楽岡一雄君。
- 管理者（安楽岡一雄君） 議案第15号平成28年度館林地区消防組合一  
般会計予算について申し上げます。昨年は、身近な市町村において甚大な  
水害が発生するなど、震災も踏まえての自然災害への備えは、地域住民か  
ら最も強く求められております。又近年、多数傷病者が発生するような事  
故なども増加の傾向にあり、これに加え日常発生している火災・救助・救  
急医療現場はより多様化し、住民の求めるニーズはより高度化しておりま  
す。このような状況の中、地方を取り巻く経済、財政状況がまだまだ厳し  
く、併せて各種災害に対応する職員の若年化が進んでおり、その資質の向  
上や各種資機材の充実配備及び地域の防災力の中枢を担う消防団に対する  
処遇や装備の改善が急務であり、更には防災拠点となる消防本部・館林消  
防署庁舎の移転新築と言った大きな事業を予定していることから、平成2  
8年度においては、効率的な事務事業により節減を図りながらも、地域住  
民の求めに応じられるような安全で安心な暮らしを守るため、最も効果的  
な消防防災業務の執行を目指して、編成した予算でございます。その結果、

予算総額は23億508万6千円で対前年比7.4%減の計上となっております。内容について申し上げますと、歳入につきましては、市町負担金を始め、危険物施設に関する手数料、国庫補助金、県委託金、県補助金、基金繰入金及び繰越金を見込み、諸収入においては高速道救急業務支弁金等を、組合債では消防施設整備事業債、防災対策事業債を計上したものでございます。次に歳出でございますが、主な施策について申し上げます。常備消防費では、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を1台更新し、水害対応用救助艇2艇、テロ資機材を購入するほか、救急自動車を指揮統制車へ改修し、効率的かつ効果的な資機材の配備運用を図り、施設については、北分署及び消防本部の空調設備を整備し職場環境を整えます。非常備消防費につきましては、千代田消防施設費において、防火水槽を1基新設するほか、各消防施設費において消火栓の新設工事を実施し、消防水利の整備を図ります。消防団車両につきましては、館林消防団第9分団1班の小型動力ポンプ付積載車を更新し、千代田消防団においては第1分団4班車と第2分団2班車を、邑楽消防団においては第2分団1班車と第3分団3班車の4台の消防ポンプ自動車を更新いたします。消防団詰所においては、明和消防団第2分団1班の詰所を新築するほか、新型の防火衣や災害対応保安帽などの装備品を整備し、消防団による消防力の充実強化を図るものでございます。このところ、管内にほど近い場所を震源地とする地震が発生するなど、地震に対する警戒を強化することはもとより、暴風雨による河川の氾濫や突風・竜巻といった自然災害も本当に身近なところで頻発しており、いつ何時これらの災害に襲われたとしても、被害を最小限に食い止められるよう、地域住民と関係機関と我々消防との絆を深め、積極的な協力体制の強化を進めるとともに、消防職団員の教育訓練を重ねて資質の向上に努め、併せて消防施設や各種資機材の整備を図り、積極的かつ効果的な消防行政運営を進め、災害に強い地域づくりに努めてまいり所存でございます。以上、平成28年度予算の大綱について、説明申し上げます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（岡村一男君） 説明が終わりました。質疑を行います。4番黒野一郎君
- 議員（黒野一郎君） ただいま、管理者の方から消火栓とお話しができましたが、4月から企業団として水道企業団ができますが、各町で変化が起こるのか、その中で維持管理等が出てくるとは思いますがその辺をお聞かせ

下さい。

- 議 長（岡村一男君） 総務課長福地保幸君
- 総務課長（福地保幸君） まず、この度消火栓につきましては、4月から東部水道企業団に変更する為、消火栓の維持管理につきましては、実費として予算請求をさせていただいております。また、新設の消火栓につきましては、今までと同様に館林・板倉・明和・千代田・邑楽につきましては合計で23基の新設消火栓分を予算化させていただいております。
- 議 長（岡村一男君） 4番黒野一郎君
- 議 員（黒野一郎君） 今、実費と話がありましたが、それは各町の負担という事ですか。
- 議 長（岡村一男君） 総務課長福地保幸君
- 総務課長（福地保幸君） 各市・町で維持管理がいくらかかるか分からないという事でどのくらいかかるか積算いたしまして、それ以上かかった場合は実費という形で予算化をさせていただいております。
- 議 長（岡村一男君） 4番黒野一郎君
- 議 員（黒野一郎君） それですと、今までの各町市の消火栓維持管理の予算とかなり変わってくるのではないかと思います。例えば、板倉町ですと平成27年度までは48万6千円とかなり少なくなっていると思います。その辺の状況はどうなのかお願いします。
- 議 長（岡村一男君） 総務課長福地保幸君
- 総務課長（福地保幸君） 今までは、実を言いますと点検手数料として1基当たり一月いくらと予算を積算しておりましたが、このたび悪い消火栓のみ修理した場合に対してお金を払うといった積算に変化した為、今回このような予算になっております。以上です。
- 議 長（岡村一男君） 他に、3番高橋次郎君
- 議 員（高橋次郎君） 質問に入る前に、千代田の高橋町長さんにおかれましては、この度は、おめでとうございます。町長さんはかつて組合議会に議員としておられたので今後とも消防組合の中においては特段のご協力とご理解をお願いしたいと思います。それでは、質問に入らせていただきたいと思います。一般会計の説明書の19ページ、職員人件費191名とありますが、15億2千600万程の予算が計上されている訳ですがこの中の中身について191名の区分、正職が何名、臨時が何名、嘱託が何名、再任用が何名分かればお答え願います。
- 議 長（岡村一男君） 総務課長福地保幸君

- 総務課長（福地保幸君） 今回の191名の内訳ですが、2名の者が定年退職者を再任用職員のフルタイムという形で、その他の189名は今までどおりの一般職員となっております。
- 議長（岡村一男君） 3番高橋次郎君
- 議員（高橋次郎君） 再任用のフルタイムの2名、正職者が189名という事ですが、今年度退職者の中で退職した後も新しい立場・形で消防行政にご協力していただける方がいると思いますが、その方々はこの人数に入っているのか、それと再任用についての処遇、給与面はどんな感じなのかまた、消防行政に携わっていただける方の処遇はどんなものなのかについて伺います。
- 議長（岡村一男君） 総務課長福地保幸君
- 総務課長（福地保幸君） ご質問にお答えいたします。先程言いました、定年退職者10名の内2名の方が再任用職員、他に4名の定年退職者の方が嘱託職員として条例定数に入らない形で残っていただく予定となっております。また、再任用職員の処遇についてですが、消防士長主任級として残っていただく予定です。また、嘱託職員の方につきましては、一般事務職員の嘱託として残っていただきます。また、給与等につきましては、再任用の方は、3級の再任用の職員給与、嘱託の方は月額12万6千円の賃金となっております。
- 議長（岡村一男君） 3番高橋次郎君
- 議員（高橋次郎君） 御答弁ありがとうございます。今のお話の中でおそらく以前にも私が質問をした事がありましたが、実質今の消防体制を整えるのに223名くらい的人数が必要になってくるとと思いますが、この足りない部分の今後の対策、今お答えできればお願いします。それから、今までやってなかった退職者を経験を活かしながら数年間、採用を続けていく手段としては有効かと思います。ただ今後、退職者の人数が減ってくるとと思いますが今後数年間どのような形で乗り切られるように、考えておられるのかお願いします。最後に小山消防長が定年退職されるわけですが、今後もいろいろな形でご協力いただけると聞いております。また、同じく退職される多くの職員の方へ感謝申し上げます。質問の部分だけお願いします。
- 議長（岡村一男君） 総務課長福地保幸君
- 総務課長（福地保幸君） 以前より当組合につきましては、必要人員を223名とお話をさせていただいているところです。これにつきましては、

消防車両を適切に運用するうえで必要な人数という事でお話しをさせていただいております。お話のとおり退職者が非常に多くなっておりまして、このままだと退職者の全員を再任用職員として採用する事も難しくなってきました。また、再任用職員を全部採りますと新採用職員も採れないといった状況になってきますので、この辺をできれば条例定数を引き上げさせていただいて今後増員の方をお願いしていければと考えております。また、人員につきましては、新たに女性職員を増やすといった形で国の方からも支持がきており、また救急出場、職員の研修等で不足が生じております。いずれにしろ、人員の不足については、市町の当局の方と相談させていただいて今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（岡村一男君） 他に、11番黒田重利君
- 議員（黒田重利君） 予算書の21ページ1番下から2番目のテロ資機材の内訳をお願いいたします。
- 議長（岡村一男君） 警防課長峰岸一弘君
- 警防課長（峰岸一弘君） テロ対策資機材ですが、生物剤の対応という事で、生物剤は炭疽菌・コレラ菌といった細菌を使ったテロという事でそれらの細菌を掃除機みたいな資機材等で吸い取り、特定する資機材になります。
- 議長（岡村一男君） 11番黒田重利君
- 議員（黒田重利君） ありがとうございます。それは、1台でしょうか。
- 議長（岡村一男君） 警防課長峰岸一弘君
- 警防課長（峰岸一弘君） 今言った捕集器ですが、それは1台になります。それと個別にテストストリップといった個別の携帯用検知器がございます。
- 議長（岡村一男君） 他に、質疑を打ち切ります。
- 議長（岡村一男君） 討論を行います。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（岡村一男君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第15号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
- 議長（岡村一男君） 挙手全員よって、議案第15号は原案どおり可決いたしました。以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。この際、管理者から挨拶をしたい旨、申し出がありますのでこれを許します。  
管理者安楽岡一雄君
- 管理者（安楽岡一雄君） 本日は、館林地区消防組合、第1回定例会を招

集しましたところ、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、全議案とも議決いただきましてお礼を申し上げます。さて、「東日本大震災」からはや5年が経過しましたが、いまだ復興が進んでおらず、その被害の影響は大きく残っているのが現状です。また、去年は近隣市町村において甚大な水害に見舞われるなど、いつ何時その不安定な気象による自然災害の猛威がわが街に襲いかかって来てもおかしくない状況にあり、さらには、日常的に発生している火災・救急・救助現場における対応も含め、住民の安全安心に暮らしていくための防災に対するニーズはより一層高まっており、これら多種多様化する災害に、臨機応変に、的確に対応するための備えは、本当に万全にしておかなければならないと強く感じております。今後も、震災や近隣の水害を教訓とし、住民と関係各機関と協力関係を強め、いかなる災害にも強い地域作りのため、一層の努力をと考えておりますので、これからも議員各位のご協力、ご支援をお願いしたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

- 議長（岡村一男君） 以上をもちまして、平成28年館林地区消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後1時40分)

平成28年 6月24日

館林地区消防組合議長 岡村 一男

会議録署名議員 松村 潤

会議録署名議員 黒田 重利